

事 務 連 絡

平成21年3月31日

各都道府県消防防災主管部 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消 防 庁 予 防 課

消防用設備等に係る執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考と  
してください。

なお、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

担当

消防庁予防課

鳥枝、塩谷、浅海

電 話 : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

## 別添

問 水道の用に供する水管に連結されていないスプリンクラー設備であって、水源や加圧送水装置等により、放水量及び放水圧力等特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要とされる性能が確保されるものにあつては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等以上の性能を有するものとして、消防法施行令第32条の規定を適用することができるかと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。